

## 環境省行政手続コスト削減計画（営業の許可・認可）

### 1 基本計画策定対象となる手続数及び年間手続件数の総計

- ① 基本計画策定対象となる手続数：11 手続
- ② 年間手続件数総計：245,883 件

### 2 1のうち、コスト計測手続に係る手続数、年間手続件数の総計及び総行政手続コスト

- ① コスト計測手続に係る手続数：4 手続
- ② ①にかかる手続の年間件数の総計：219,586 件
- ③ 総行政手続コスト：1,165,379 時間

### 3 行政手続コスト 20%削減への「道筋」

優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた者は5年ごとの更新申請が7年ごとに延長される。産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、優良産廃処理業者認定制度の認定の数と質の両面の向上が必要であり、かつ、新規認定の数が増加すれば、手続き負担が減少する。これにより今後申請手続きを行う処理業者はそれぞれの申請につき一件当たりおおむね3割程度の削減が見込まれる。